

第六十八回 参議院 地方行政委員会 會議録第十九号

昭和四十七年五月三十日(火曜日)

午前十時三十六分開会

委員の異動

五月三十日

辞任

二宮 文造君

補欠選任

藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

玉置 猛夫君

寺本 広作君

増田 盛君

占部 秀男君

河田 賢治君

柴立 芳文君

高橋 邦雄君

原 文兵衛君

神沢 浄君

小谷 守君

杉原 一雄君

上林 繁次郎君

藤原 房雄君

国務大臣

自治 大臣

渡海元三郎君

警察庁長官

建設大臣官房審

議官

自治大臣官房長

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

浅沼清太郎君

小林 忠雄君

皆川 迪夫君

立田 清士君

森岡 敏君

事務局側

常任委員会専門

員

伊藤 保君

本日の会議に付した案件

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

〔理事寺本広作君委員長席に着く〕

○理事(寺本広作君) それではただいまから地方行政委員会を開会いたします。

本日、玉置委員長が所用でおくれなため、私が委託を受けたので、暫時委員長の職務を代行いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、二宮文造君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○理事(寺本広作君) 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡海自治大臣。

○国務大臣(渡海元三郎君) ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

警察官、消防吏員等は、国民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するにいう任務を有しておりますが、この任務の遂行にあたっては、その生命、身体に高度の危険が予測されるにもかかわらず、職責上あえてその職務を遂行しなければならぬものであります。ことに最近、社会情勢の変化に伴い集団犯罪の凶悪化、災害の多様化を見ており、警察官、消防吏員等の職務遂行はますます危険性を帯びてきております。

これらの職員が高度の危険が予測される状況のもとにおいて、その職責を遂行し、そのため公務上の災害を受けた場合には、公務災害補償上特別の措置を講ずる必要があります。このことに関し、人事院から意見の申し出があり、この意見を受けて、国家公務員について国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を今国会に提出し御審議を願うこととしておりますが、地方公務員の災害補償制度につきましても、国家公務員災害補償法の改正と同様の措置を講ずる必要があります。これが、この法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、今回の措置の対象となる職員は、警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものであります。

第二は、対象となる職務は、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務であります。

第三は、今回の措置は、これらの職員及び職務にかかるとする災害補償及び遺族補償について、現行の補償額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算しようとするものであります。

第四は、この特例措置は、昭和四十七年一月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(寺本広作君) 本案に対する審査は後日に譲ります。

○理事(寺本広作君) 公有地の拡大の推進に関する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を一括議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○上林繁次郎君 前回に引き続きまして、今回は職員関係ですね、職員関係の身分、こういう点についてお尋ねしてみたいと思います。

現在ある地方公社は職員総数の二六・七%が地方公共団体の職員である、こういうふうになされておりますが、この身分関係はどういうふうになつておりますか、この点について。

○政府委員(立田清士君) 現在でございます私法上の地方公社におきまして役員なり職員でございますが、これは地方公社全体の数字でございますけれども、土地関係以外の現在の地方公社も含めまして、役員数は約二万、職員数は約三万という数字になつております。そしてこの役員なり職員は職員に限って申し上げますと、職員では地方公社自体が独自に採用しておりますいわゆる固有職員の方、それからもちろん任命は地方公社自体がやっておられるわけでございますが、職員がその設立されている地方団体から出ておりますものと、両方の種類がございます。そこで、地方団体のほうからそういう職員が地方公社に出ておりますかっこうというものは、やはり地方公社の業務自身が地方団体と非常に関係あるという観点からいたしまして、地方公社自体の活動がしやすいようにという配慮からそういう措置がなされておりますが、その職員の身分取り扱いにつきましては、それぞれの県におきまして、それぞれのふうがなされておまして、職員自身のその取り扱いにおいては、不利にならないような取り扱い

がそれぞれ各県において考慮されておるわけでございます。したがいまして、その職員が地方団体から出ております分につきましては、いろいろな形、その県による方式によって行なわれているというのが実態でございます。

○上林繁次郎君　そうしますとね、今度この法律によってできる土地開発公社、この職員はどういうことになりますか。

○政府委員(立田清土君) 今度この法律で、ただいま御審議をいただいております土地開発公社でございしますが、土地開発公社は公法人でございしますが、たてまえといたしましては、土地開発公社自身で任命をしていくというふうになるうかかっていると思います。その場合において、土地開発公社自身でもちろん別個に採用する場合もあるわけですが、土地開発公社自身の仕事に従来と比較いたしますと、さらに地方団体の土地需要に對

応していくという関係、それから、そういう意味では地方公共団体の、表現が適切ではないかもしれないませんが、分身的な機能を持ちますので、そういう関係では、土地開発公社自身の業務を、本来の法律による目的の趣旨に適合するように發揮するためには、地方団体からの職員が地方公社の仕事に従事していくというようなことは当然予想されるかと思ひます。その場合におきまして、すでに公法人になっております住宅供給公社あるいは地方道路公社等の例もございますので、それぞれ従来の地方団体の実態を踏まえて、そういう地方団体から土地開発公社の仕事に行く職員については取り扱いがそれぞれの県でなされていくと、そういうふうにご考へております。

それで、一番実際に、その職員の身分取り扱いが、現実に私たちとしては、せっかく土地開発公社でそういう仕事をなさるわけでございますので、そういう意味では取り扱いにおいて遺憾のないよう、つまりそういう意味では不利になることのないように措置されるように、それぞれの地方団体でその取り扱いについて配慮をされたということを期待しておりますし、また、そのように

指導していきたいと、そういうふうにお考えおるわけでございます。

○上林繁次郎君　そうしますと、あれですが、いままでの形と全然変わりはないんだと、こういうことになりますか。

○政府委員(立田清土君) 言い方があるいは少し大ざっぱかもしれませんが、大体従来と変わりないというふうに御理解いただいてよろしいかと存じます。

○上林繁次郎君　そうすると、共済関係だとか労働三権の問題だとか、こういつた問題はいままでの公社と同じ形で扱うということになりま
すね。

○政府委員(立田清士君) 御指摘の点については、大体従来と同じようなかっこうというふうには、私たちとしては考えていきたい、こう考えております。

○上林繁次郎君 自治大臣官房企画室の「地方公社等に関する調べ」、こういうものがありますけれども、これで、この中の検討してみますと「地方公社の役職員の約三割が地方公共団体の一般職

の職員であるが、地方公務員法上の正規の手続き」ととられずに違法の状態にあるなどの問題がある、こういうように指摘しておるんですが、それはいわゆる「地方公務員法上の正規の手続き」ととられずという、「正規の手続き」というのはど

ういうことなのか。それからまあ「正規の手続き」がとられていないということであるから、いわゆる違法なんだと、こういうことだろうと思いますけれども、その点をひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員（立田清土君）　ただいま御指摘の点は、だいたい私らのほうで調査した資料についての御指摘だと思いますが、一つだけちょっと申し上げておかなければなりませんのは、いまお読み上げになりました、その「所要の手続きが取られておらず、違法な状態である」という点は、確かに最初そういうようにこの資料にはございましたのですが、これは実は正誤　表現が多少原稿と

印刷になりましたものと違うのでございまして実は訂正をいたしております。その訂正の内容は、いまの「所要の手続きが取られておらず、違法な状態であること」、「その部分につきまして「適当」と思わない状態であること」、「そういう正誤を実は出しておりますので、あるいはお手元に参加しておりますものには、正誤表があるいは入っていないかったかと思しますので、その点はまず申しわけないと思っております。

そこで、ここでそういうことでございますが、つまり内容的には、現在の民法の、ここで言っております地方公社は土地ばかりでなくて、広く全般的に実はやっておりますので、現在御審議いただいておるような土地関係ばかりではなくて、非常に観光とか、そういうものを含んだ一般論として実は申し上げておりますので、そういう場合に、やはり地方公共団体によりましては、いろいろ

ろな手続をとっておられるところ、必ずしも従来
 そうでなかったところ、実はこの調査自体がある
 程度過去のものでございますので、そういう点に
 ついて、実はそういうようなそれぞれ必要な手続

をとっていただくことが必要じゃないかという意味でこういう表現になったかと思います。なお、重ねて申し上げますが、先ほどの点はそういうことで、したがって、原文自身をちょっと全体を読ましていただきますと、「地方公社の役職員の

約三分割が地方公共団体の一般職の職員であるが、地方公務員法上の正規の手続きをとることが困難なため、適当と思われない状態であること。」「こういうことが訂正いたしました結果のそういう文書になっておるわけでございます。

○上林繁次郎君　そうすると、困難だからということ、あれですか、ということ、そのようではないということなんですか。

○政府委員(立田清士君)　この地方公社自体が、実は現在、従来のものはいわゆる民法等の私法上の公社になっておるわけでございまして、そういう意味では、地方団体との関係が必ずしも明確でないという点が基本にあるかと思えます。そう

いう意味で、現実には地方公社自身には、ただいまお述べになりましたとおり、また私から申し上げたとおり、三割方の職員が実際にその仕事に従事をしておる実態もございますし、またそういうことで、実際地方公社自身の活動が従来もなされておる、こういう実態があるわけでございますが、そういう際にこういうような私法の法人でありますために、そういうところはどういうような地方団体——これは私だと申しますよりは地方

団体のいろいろな御判断で、その辺にどういうふうなやり方をしていくかという点で、だいたい私御苦心をされた点が実はあろうかと思います。そこで、むしろそういう意味で、今度のように公法人とする公社ということで地方団体の関係を明確にしていくなによりまして、そういう関係で、その辺に、実際に地方公共団体としまして、その地方公社自身の活動を充実していくといえますか。

活動をしやすくするというような観点から、そういう意味では、従来と比べましてはつきりしてくるという点があるかと思います。したがいましで、従来のものは、逆に申しますと、そういう意

味では、いわゆる表面的には民間の法人ということになっておりますので、その辺に、実はここで申しておりますのは調査の結果の実態でございまして、そういう意味で非常に困難な状態があったのではないかと。しかし、そのこと自体が必ずし

もはっきりしていないという点では、必ずしも適当な状況ではないのではないか、こういうようなふうな調査の結果の記述になっている。そういうふうな御理解をいただいてはいいかかと思えます。

○上林繁次郎君　一つ心配な点があると思うんですがね。これはいままでの既存のいわゆる公社、これと同じいわゆる形で、人事についても同じ形でやっていくということか、その場合に、人事の交流なんという問題はどうかになるのか。今度できる土地開発公社、この人事というのは土地開発公社という一つのワクの中で動きがとれないような形に置かれるのか、あるいは、いわゆる

を付与される。この法案でもって開発公社に付与されておる機能は、開発公社をつくるまでもなく、市町村自体が行なうことができるかどうか、開発公社でなければ、市町村ではできないという部分があるかどうか、そういう点を少し明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡海元三郎君) まあ市町村で行ないます場合は、おそらく予算で審議され、予算ということになりまして財源のワケがございします。当然起債で行なう、まあ民間資金にいたしましては縁故債という形で許可をもらわなくちゃいけないというようなワケができてくるのじゃないかと思ひます。したがって、町村が先行取得するためには、先行取得債とか何とかといったような事業計画外のものを先行して、特定の事業に予定していただくこともおおよそそのことができるような資金の面等ができて、初めて市町村として行ない得るのじゃないかと、こう思ひますので、ここに予定されておるようなことは、国の機関等の委託事務による公社の買付け以外のことで、私は市町村が全部行ない得るものであると思ひますが、そういうようなところに制限が起きてくるのではないかと思ひます。それからもう一つは、土地の売買でございしますので、あらかじめ予算をとっておくというふうな姿でなくして、臨機応変にやっておかなければならないことから、概括的な事業計画といったものでもって迅速なる処理のできる土地開発公社のようなものがより事業を進展させることができる。そういうような実上の問題から、いま自然発生的に八百四十四というものが、公法人ではございせんが、土地関係においても公社ができておる。そういう必要から生まれてきたのじゃないかと思ひます。八百四十四でございしますから、県でございしたら四十六都道府県、いま沖縄を入れて四十七になりまして、あとのものは全部これは市町村がやっておられる開発公社がほとんどがそうじゃないかと思ひますが、そういう必要性から自然発生的に生まれたのじゃないかと、かように考えますが、

その自然発生的に生まれました私法人では、いろいろいままでも御説明申し上げておるような欠陥がございしますので、このたびそういった必要によつて生まれた私法人の公社というものを、積極的にこの法案で公法人に切りかえるような法制をつくつていただくことによりまして、より適確な運営と実情に応じた活動ができるのではないかと、かように期待をしておる次第でございします。

○神沢浄君 私がちょっと疑問に感じましたのは、出資は市町村による、債務保証も市町村がする、そうなりますと、わざわざ公社をつくらなくても市町村自体がやれば一向に差しつかえないから、しかも八百四十四存在する既存の公社の中で、七百四十ぐらいの数がありましようか、市町村の中で、これをこの際整理をするというふうなねらいが一つおありになるとすれば、それは先ほどからの論議の中でも明らかにされておりますように、必ずしもこれを整理してしまふことはむずかしいというふうな懸念もあるのではないかと、そういうような疑問点が一つあるのですが、いまの大臣の答弁の中からは、いさゝか、たぶん資金関係などの自由化を目ざすといひますか、そういう点があれば、その意味において理解をいたしますが、そうなりますと、公社になつてまいれば、この資金関係というのがどのように自由化されてくるか、こういう点をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(立田清士君) 土地開発公社になりまして、従来の地方公社と違ひまして、公法人というふうなことになるわけでございしますが、従来の地方公社につきましても、すでに御承知のとおり、相当の資金の運用を實はいたしておりました。いたしておりますが、さらに公法人になつて、この法人によつて相当公法人としての取り扱いがなされますので、そういう関係で、多少ことは抽象的かも知れませんが、信用力の増大ということが実は期待されるわけでございします。そしてその結果、従来いろいろ量的にもあるいは資金の借入

れ条件等についても、はつきり申し上げればやや民間的な扱いに実は従来の公社でありますとなつておりますが、その点については、こういうふうなところで地方団体との関係も明確にされておりますが、その点の改善も実際に期待されるという問題がございします。これは一般の民間資金の関係でございします。

それから二番目には、現在御審議をいただいておりますとおり、本年度の貸し付けワケは一応別といたしまして、今年度から新たに公営企業金融公庫の貸し付け対象にいたいただくということになりますと、そういう意味におきまして、今後の新たな、従来の資金とはまた別な資金の増加ということが今後において期待されるという問題がございします。

第三番目におきましては、すでに大臣からもこの前御答弁があつたかと思ひますが、この土地開発公社が、この法案が制定されました時にございましては、農協の系統資金につきましても、員外利用の制限の緩和がこの公社にはかられる予定になつておるわけでございします。そういうふうなことで、資金問題につきましても、土地の需要に對応しては相当な資金量が要るわけでございします。その点については、なおそういう意味で、この土地開発公社が公法人化されてまいりますと、今後におけるこういう意味の資金の量の確保、あるいはすでに御議論もあつたわけでございします。資金等についてのいろいろな改善ということ、がしやすくなるという点があるかと思ひます。

○神沢浄君 そこで、たしかこの前、二十五日の委員会の際に、大臣の御答弁だつたと思ひますけれども、まあ前年度の需要が大体一兆八千億ぐらい、ここの見通しについてはおそろしく二兆円を下回らぬだろうというふうな話だつたように記憶をいたします。そうなりますと、それじゃその二兆円という一つの見通しを持った、まあ資金対策といひますか、その調達の計画というふうなもの、その際の御説明の中では公社関係が一兆円ぐらい、こういうふうにおっしゃられておつたん

ですけれども、そうすると、いま公社でもって一兆円出すわけですね、それだけの出せるだけの状況にあるのかどうか。まあ一緒に出されております公営企業へのほうの法案の改正案については、道路公社へも金を出しておるというふうなことであつたようですが、それは別問題にしまして、公営企業の金融公庫のほうから、それじゃ一兆円ぐらいのものはいわけゆる開発公社のほうへ出せるような仕組みになつておるのかどうか。それから農協から借りると、こう言うんですが、これは農協のほうから残余の大部分の資金調達ぐらひは可能なようなことになつておるのかどうか、この辺を明らかに知りたいと思ひますが。

○国務大臣(渡海元三郎君) 御承知のとおり、公社の設立の、最も資金的に公社が生まれてきた理由は民間資金の活用でございまして、結局民間資金から各県なり市町村なりが地方の銀行等を通じて借り入れるという姿でございまして、公庫金融というものは本年度道路公社で五十億で、それから土地開発公社で十億というものを予定し、将来はこれを伸ばしていきたいと思ひておりますが、わずかなものでございまして取るに足らないんじゃないかと思ひます。なお、私が事務当局から聞いておりますところでは、農協関係の員外貸し付け制限の撤廃によりまして、まず初年度は千億程度のものは期待できるんじゃないかと、こう考えております。したがって、一兆円といひましても、その他の部分は大部分分従来どおりの民間市中銀行等を通じての民間資金の借り入れということになるんでございします。が、四十六年度の実績を見ましても、すでに七千億円を、今日の土地の買付けをそれらの資金によつて行なつておるという姿でございします。で、まあ現在の金融の状態からなごめしましたなれば、一兆円という額は各地方団体の努力によりましてこれをこなし得るんじゃないかと、かように考えておる次第でございします。ただ私たちは、力のある地方団体と力のない地方団体とで相当の違

いが出てくるのじやなからうか、県の起債におきましても、公営企業をつくっておりますところの力のあるところのように、みずからの団体で市中公募を行なつておる地方債もございしますので、そういった関係も願ひしまして、

〔理事寺本広作君退席、委員長着席〕

力の弱い地方団体のために土地開発に対する資金的な公営企業金融、これにかわるようなものをぜひ設立することによって、資金面の拡充も得て、法制的にも公法人になるようなことによつて推進できるんじゃないかというように思ひまして、そういったものの設立も当初は要望したのでございしますが、なかなか新しい機関の発足ということはいろいろな面で困難な面もございまして、一応公営企業金融公庫——土地開発公社の行なつております事業の中で公営企業に相当する宅地造成、整地等の問題を公営企業金融公庫から出すと、まあ本年は初めてでございしますから、十億というところになっておりますが、弱い自治体の資金源を、やはり中央において、いわば市中、公庫を一括して準備して貸し付けるような制度を何らかの形で今後は考えていかねばならないと考えておるような次第でございまして、今後ともこの点につきましては努力してまいりたい、かように考えております。

○神沢浄君　そこで、援助の関係でもってどうもわからないことが出てくるのですが、いいのかわかりませんが、不動産業者ではないわけですから、民間から金を吸い上げて、そうして先行投資された金には利息がかかつていくわけですね。不動産業者なら、それを有利にさばれば幾らでもこれは恩恵はつくわけでしょう。ところが、そうでなくて、要するにただ先に買つておくというところなら、これはおおいと利息にでも追いついてらなければならぬと思ひますが、つまり市町村が最終的にはこれはもう保証責任ということになると、こういうふうな仕組みでもって、はたして市町村で持ちこたえられるものなのかどうか、持ちこたえられないような場合にはどうし

たらいいか、そういう疑問も少し説明をしておきたい、こう思うのですけれども。

○政府委員(皆川迪夫君)　いろいろこの公社の運用、ことに財政上の見地からそういう問題を考えればいろいろあるかと思ひます。お話のように非常に長期にわたりますので、何年先の需要かはつきりしないというふうな土地を先行取得する、これがなかなか持ちこたえられないのじやないかというところも、これはまあ設例をいろいろあげればあらうかと思ひます。しかし、ここで考えておりますのは、そういったものと現実的に個々の自治体が自分のところの事業計画というものを頭の中に置いて、これはもちろん認定された計画ではなくても大体見当がつくわけでございますから、そういうものを頭に置いて、どうしてもまあ数年なりあるいは十年ぐらゐまでの間に必要だと思われ土地をその判断において取得をする、現実的に事業を着手する場合には、それを公共事業費のほうで見直していく。こういうことになつていくつもりでございしますので、実際上の問題としてはさうむちやくちやんな土地取得は行なわれない、極端な財政圧迫ということがないだろう。もちろん、財政上健全な運営を期待するならば先行取得そのものが否定をされてきまして、単年度予算で買うといういまの財政上の仕組みに立ち返つてくるわけでございます。これではなかなか事業が進展しないというところからこの公社を公認していく、こういうところに踏み切つたわけでございます。その点につきましては、財政運用上あまり極端なこととはできないという限界はあるかと思ひます。

○神沢浄君　まあこの辺にも、私は、この法案の消極性的一端を感じざるを得ないのですが、一応の都市計画が構想を付けられて、必要な土地というふうなものをおおむね明らかにされて、それだけを対象にしてやるんでしたら、こんなことをしなくても幾らでもほかに方法があるだろう。そうではなくて、いま企業なんかのいわゆる乱取得とも申しますか、何といひますか、もうほとんど無秩序、無規制に襲いかかつてきておるようなその

情勢に対応して、公的な立場から、まあ一つにはこれは地価の問題にまでも及んでいくべきだと思ひます。要は、一つの土地政策として考えていかなければならぬ意義が存在するのだらうと思ひます。そうであるからこそ、二千平米以上のものはその用途のいかんを問わなくてもというふうなことになるのだからと思ひます。そうであるとするれば、やっぱりそれらの目的に十分対応できるような資金対策と申しますか、資金の關係の対応策というものをこれは用意してなければ、私はただ法の条文だけをきめてもあまり意味がなくなつてくるんじゃないかというふうな点を実は問題に考えるわけなんです。そんな点についての御見解はどうですか。

○国務大臣(渡海元三郎君)　この法律がいわゆる土地対策、地価対策そのものでありましては御指摘のようないことが当然考えられ、資金的にも何にもそういうような意味から十分なものがないければその目的を果たすことができないということであると思ひますが、この法律は、あくまでも地方団体の公有地の拡大でありまして、地方団体が公有地として使います土地が現在非常に取得難におちいつておりますので、それを円滑に実施し得るような、そのことが間接的に土地対策、地価対策の一環として好結果を及ぼすであらうと期待し、また土地対策、地価対策の閣僚会議におきまして、一つの法律だけでこれは解決することができませんので、いろいろな政策を総合的に実施することによつて実施し得るその一つがこれなんだというふうな指摘をされて、その線に沿つて出しておるのでございしますが、この法律に定められておりますところの目的そのものは、いま申しましたような点でございしますので、本来の土地対策、地価対策をこれによつて全部期待しようというふうな御趣旨でございしたら、まだ消極的な面が御指摘どおりあることは当然でございしますけれども、この法律によりましては、そこを直接に行なうものでございしませんので、この程度にとどめたような次第でございします。しかし、民間資

金の活用にあたりまして、その中には、単に地方公共団体が使用する分だけでなくして国が利用するものもございします。また、地方公共団体が今後行ないます事業にいたしまして、その補助金となるものは国からいただくというふうな姿になります。その補助金とかあるいは国が買い上げるとかいうふうな場合には、現在では、先行いたしました開発公社の金利等につきましては、十分それを織り込んで補助金の基準準備を定め、あるいは、国が直接事業を行なわれる場合においては、その地価で買い取つていただくというふうにするにございまして、公共事業に利用する際に金利負担を地方公共団体がしないように実施していくということの了解は、建設省を主としてしまして、各省庁との間に大体そのような運用をはかりたいと、こう思つておるような次第でございします。

○神沢浄君　その辺で少し矛盾を感じざるを得ない。ただ、それを突き詰めようとは思ひませんけれども、いまのような御趣旨であれば、まだまだ開発公社をつくるまでもなく、市町村自体がやる範囲で十分これはもう可能である。開発公社を設立してやろうというには、やっぱりこれはもう一つの政策的な意義、それは地価対策にまで及ぶような一つの政治的な意義というものが考えられねばならぬのじやないかとまあ思ふわけなんです。その点をお尋ねをしてゐるわけです。

○政府委員(立田清士君)　土地開発公社が借り入れをいたします場合には、たてまえ上は自由だと思ひます。しかし、この土地開発公社がどういうような土地を買っていくかということにつきましては、いわゆる設立団体の地方団体との關係にお

きまして、毎年度事業計画等いろいろな地方団体との関係の調整がはかられていく、こういうことになりす。それからなお公社自体が借入れをしますのにつきまして、この法律案にもございませうに、債務保証の問題をできるようなことになつておきますので、そういう債務保証を行なうという場合においては、地方団体におきまして、やはりそのこと自体が予算の形におきまして議会の議決が要するということになりますので、そういう関係で、どの程度の事業においてどの程度の資金を必要としていくかというところは、設立団体の地方団体との関係では、公社との間で意思の疎通がなされてくるということになります。そのもとにおきまして、そういう事業計画なりを公社として行なつていく際におきまして、その債務保証等も得られした場合において、そうして公社自体においてその資金をどのように調達していくかという点におきまして、借入れの点では、公社自身でそういう努力もなされていくわけでございませうが、ただいま申しましたように、公法人としての公社ということになりますと、その辺におきましても、従来と違つたひとつの信用力の増加といえますが、そういう点における今度は金融機関側の配慮も出てくるのではないかと、そういうふうにかえておきます。

○神沢清君 ですから、いままでの御答弁を要約してまいりますと、公社ということになれば市町村とは違つてある程度かた苦しくないまあ運用が可能だと。そのかた苦しくない範囲というのは、やはり市町村の財政力を背景にして、そのワツクの中でやるわけですから、いわば雰囲気的に楽になるという程度であつて、市町村自体の場合と特別相違のあるものではない。こういうふうになつてまいりますと、どうもまだまだ公社を設立しなければならぬという点が私は必ずしも明確にならないわけなんです。そこで、公社でやる場合は、たとえば市町村自体では起債などのワツクげなどもつて非常に不便だけれども、公社の場合ではそういう点がないから、ある程度これは自由にで

きるのかということになつてまいりますと、それいまの御答弁でもつて必ずしもそうでないということになるわけですから、その辺がはっきりしないんです。それじゃなぜ公社でやらなければならぬのかというその理由が、どうも私も不勉強のゆえかどうか明確にならぬ点があります。そのうなりますと、一つの意見としましては、この公有地の問題を通じて、国なり県なりの立場からして、いい言い方をすれば一つの指導性といひますか、悪い言い方をすれば、いわゆる介入の範囲といひますか、そういうようなものをやはり強化する形として、法案にいうところの公社の問題が出てきておるのではないかと、こういう言われ方もあるのです。あるいは、けしからぬというふうな気持ちにもなつてまいるのでして、その辺はどうなんでしょうか。

○國務大臣(渡海元三郎君) 法律にも何にもなしに、自然発生的に八百余りの公社が生まれるというのは、結局のところ、公社のない市町村等の実態をながめておりましたならば、そのような土地を買いからという起債が無制限にないものでございませうから、小学校の用地として予定するような場合は、大体その地方の農協あるいは銀行等から一時借り入れ金をもつてやつておる、それで翌年度一般会計に広がる。しかし、翌年度それが行なわれないうふうなときには一時借り入れ金があるまま残るといふ姿で、いわゆるやみ起債といふふうな姿で運営されておつた。そのやみ起債が焦げついて財政再建団体になつたといふふうなところが多々ございしましたが、そういう面を、実際の運用面を、一般会計は一般会計とし、民間公社といふものは民間公社で吸い上げようといふことによりまして、ときには、そういうところは県の公社に買い上げていただくといふふうな姿で、一たんは県の所有地とするといふふうなことで解決しておるところもございしますが、発展的な市町村にありましては、地方公社をつくりたいといふふうな要望から、県によりましては、最初のうちは、公社というものは県だけの公社にしておきたいとい

うふうな傾向でございしましたが、市側におきましてもそういうふうな要望があるとして、自然発生的に生まれたのが八百余りの公社じゃないかと、かように考えます。そういう状況から、現在自然発生的に生まれたものをながめておりましたならば、公社そのものををつくりたいといふことがいけないうことである、むしろ一般会計でやつて、繰上金なら繰上金として、ワツク外起債を認めたらいいじゃないかといふふうな御意見もあらうと思ひますが、現在の情勢をながめましてなれば、現在あるものを認めることによつて、しかし、それだけでは地方団体との間、議会等の間において監督関係といふものが非常に不明確でございするもので、むしろ積極的にこれを公法人として認めることによつて、現在の実態を明確化し、しかも運用の妙を期し得るのじやなからうかと、このように考へ、公有地の拡大という法案にむしろ積極的に認めたほうがよいのじやなからうかといふところから、この法案を出さしていただいたという姿でございませう。なお、それなればそれとして、それに對する資金源等、中央においても配慮すべきじやないかといふ御意見は当然あらうかと思ひますが、その点につきましては、先ほど御答弁さしていただきましたとおり、弱い自治体に対する分といたしまして、何らかの中央における資金措置といふものをあわせて考えていかなければならないと、このように考えております。

○神沢清君 もう時間も過ぎてしまひましたから、最後に一つだけ。広域市町村圏とこの公社の関係というふうなもののは自治省ではどういふふうに考えておられるのか。広域市町村圏構想というふうなものを一応土台に置いて、この公社の設立の指導というふうなものなされるようなお考えでいるのか、それとも、それとは全くこれは別の問題にしておられるのか、その辺をひとつ確かめておきます。

○國務大臣(渡海元三郎君) 広域市町村圏とこの公有地拡大、特に地方公社というものは直接的な関係は全然ございせん。しかし、広域市町村

圏の中におきましても、おそらく土地開発公社を必要とするような地域があり得ることは事実であらうと思ひますが、そういうふうな地域におきましては、むしろ地方公社というものが、一つの市でも、または共同してでもできる仕組みになつておりますので、広域市町村圏のような場合でしたら、広域市町村圏内に含まれる市町村の共同出資といふふうな形で、広域市町村圏の中で二つもの公社ができるのではなくて、一つは、共同出資のような形で公社がつくられるといふふうな姿になるのじやなからうか。おそらくこの認可に当たられる地方、県あたりの指導がそういうふうな姿になるのじやなからうかと、こういうふうな運営上考えておるだけでございまして、直接的な関係はございせん。

○河田賢治君 すでに他の委員諸君から質問がありましたので、できるだけ重複を避けて質問したいと思ひますが、公有地の拡大について、先ほど来からこの法案が非常に積極的なものである、つまり一定の土地に対して届け出をする、あるいは申し出をするという、いわゆる待った姿勢なんですね。しかし、公有地といふものは、単に待つだけでなく、道路をまづくらなければならぬとか、それからまた、いろんな公共施設、学校にしろ、あるいはその他の施設、これらを積極的にやはり住宅の建つ段階に合つて取得していかなければならぬですね。ところが、畑のようなどころはわりあい簡単に手に入りますし、また、売りもするわけですから、水田地帯で、大都會のすぐそばの水田である、しかも市街化区域に入つてゐる、こういうところでは、非常に細かい土地しか持っていないわけですね、一軒当たり。本人が売ろうとしても、これはなかなかかわずかな土地であるといふので、たとえば学校の用地一つつくるにしても相当な努力が要するわけなんです。この公有地の法案によりまして、御承知のとおり、そういう積極的に買い入れるという、建設省でいま出しております大きな法案である土地の基盤整備ですか、ああいうふうになりま

は大きな、人口が九万五千になるといふような、全体で十九万人の人口を擁するのほどの都市ができてくる。さらに五十年になりますと、東南部住宅公団が、やがて九万人の公団を建てられる見込みである、こういうことになっているのです。さきで、こういう中で学校の——できるだけ問題を簡単にしますけれども、学校用地の面積が一戸当たり住宅公団では小学校がコンマ四五、中学校がコンマ二二人ですね。こういう基準に算出して用地

を確保しているといわれているのです。これに譲渡価格も五〇％以上とかいろいろありますが、そのほうの価格はいま別にしまして、この学校だけについて申しますと、この基準でいいますと、実際にはほとんど若い世帯の人が入ってくれば、これはもう子供さんが非常に小さくて学校へは行かぬわけです。ところが、やはりだんだん年齢がたて

ば、小学校に行き、中学校に行き、やがて高等学校に行くというふうになりまして、人間がふえればそれだけ学校への入学者というものは非常にふえてくるわけですね。だから、現在の千葉県の教育委員会の調査では、小学生が一戸当たり、一世代当りでコンマ八から一人ということになっていきますね。中学生は大体これと同じようになってい

る。そうすると、住宅公団の基準からこれを比べますと、住宅公団の基準というものは実際の約二分の一だといわれております。住宅公団も自分たちの土地を、区画を整理して家を建ててしまいう、学校用地は用地としてきちんとやってしまおうということになりますと、学校をさて増設しようにももう土地を広げるわけにいきません。さて、その

公園の住宅が建ちますと、周囲がまたすつとどん
どん商人や他の人々がそこへ入り込んでくる。し
たがって、公園の付近が非常に早く開発される。
地価も上がってくる。さて、人口のふえた、児童
数のふえた学校をその近所に建てようとしても、
これまた土地を手に入れることがなかなか困難に
もなるわけですね。ですから、今日千葉市の教育
委員会が調査、見聞二週間に亘る、主として田

委員会の調査 現実に述べた結果と 佐野公臣の基準というものにこういう大きな開きがあるよう

では、公団の中に公有地を取得するわけですから、地方自治体が満足な土地を得られないということになるわけですね、これでは、それで学校も、まあ普通あまり高い建物を文部省が要求してありません。ですから、大体十八クラスくらいですか、八百人くらいを大体基準にしているのですね、指導要綱としましては、ところが、大きな学校になりますと千四、五百も入っているというような学校もあるわけですね。私は埼玉のほうへ行きまして、大宮ですけれども、人数が多いので、学校の生徒を全部一度に休憩時間に運動場へ出すことができない、それで半分交代でこれは出していますね。それじゃ子供の発育にとっても非常に有害な学校になってしまうわけですね。その付近に農家がありますけれども、立ちのきを要求して、代替地を出す、家を建てるからと言ってもなかなか引越さないというわけですね。ですから校庭を広げるわけにもいかぬ、こういう事情があるわけですね。しかし、まあ住宅公団というのは、建設省の指導のもとに置かれる国の公団なんです。それから、これが、まずきちんとして、この学校の他の公有地を確保できるようなやり方をやらなければならぬのじゃないかと思うのです。で、住宅公団というのは、やはり何とんでも自分の土地をあまりほかへは渡したくない、できるだけ住宅の、家のほうに戸でも多くとりたいたいというのは、これはまあ人情でしょうけれども、しかし国の機関なんです。公共施設に対しては十分ゆとりのあるような、こういう学校数を確保できるようにしなければならぬ。現在花見川団地で四校ありますけれども、これは昭和五十二年になりますと、七校から九校、三校から五校不足すると言っているのです。こういうようなことになりまして、なかなか今度は周囲にとろろとしましてもこれもできない。中ではちろんできない、こういう事情があります。これに対して建設省のほうは、こういう住宅公団の、これは五省協定ではありますけれども、こういう問題についてどうしようにお考えになっているのか、ひと

つ聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(小林忠雄君) 現在、大都市近郊の大規模な住宅団地を建設いたします際に、開発者側と地元市町村との間で一番問題になっておりますのは、御指摘になりました義務教育施設、小学校、中学校の用地取得及び建設の問題でございます。その点につきましては、五省協定が結ばれました当初におきましては、上物につきましては住宅公団が立てかえをして、事後文部省の補助金で、三年以内に市町村がこれを返還をする。それから土地につきましては、起債によってこれを取得する、こういうようなことになっていたわけでございますが、もう土地のほうの取得が非常に困難になりましたために、四十六年度から、文部省のほうから、土地につきましても、人口急増地帯につきまして土地についての補助金を認められたわけでございます。しかし、それでもまだ市町村の負担がございまして、五省協定外の問題となしまして、大体住宅公団等におきまして、学校用地の二分の一を負担をする、これはもう全額持ち切りで負担をする、こういうことになっておるわけでございます。これによりまして、かなり財政的な問題は解決を見つめるんじゃないか、もちろん十分でございますけれども、かなり前進をしたと考えております。問題は、この小、中学生を一体どのくらい見込んだらいいかという見込み方でございます。先ほど住宅公団の基準としてお話がございました小学生は一戸当たり〇・四五人、中学生は一戸当たり〇・二二人という基準は、文部省の全国的な基準でございます。したがっていま人口構成というものが各年代に均等に分布しております通常の市町村におきましては大体これであるはずでございます。しかし、問題になりますのは、団地というのはきわめて特殊な人口構成を持つというところに問題があるわけでございます。団地ができました際に、最初に入居いたしました場合には、子供の数がむしろこの基準をはるかに下回っているわけですね。と申しますのは、住宅公団に入居をされる夫婦というのは、たいてい

民間の一間のアパート等に住んでおられた方が多いわけでございます。こういう方々は、居住条件が悪いために子供を産むのを手控えていたという事情がございまして、住宅公団が調査いたしましたところによりますと、大体小学生は、先ほどの文部省の基準で申しますと、一戸当たり〇・四五人ぐらいいるはずでございますが、入居当初におきましては、大体〇・一人ないし〇・二人程度というところで、はるかに基準を下回っております。中学生に至りましては、これをまたはるかに下回るわけでございます。したがって、当初におきまして〇・四五人分をつくるというのは、当初の投資としては過大でございますけれども、これは大体六年ないし七、八年たちますとこの基準に達するというのがいままでの調査でわかっておりますので、その範囲内で用地の確保を住宅公団はしているわけでございます。しかし、御指摘のように、入居をいたしましたから、いままでも抑制しております子供を一本にまあ生産し出すという事情がございまして、ピーク時におきましては、御指摘のようにこの基準を相当上回るという現象ができるわけでございます。しかし、これが何年かたちますと、またそのピークを過ぎまして、かりにふえた基準でつくりました場合には、教室のほうに余裕が逆に出てくるというような異常な事態が起きるわけでございます。この点が住宅公団としてもありますし、地元の市町村としても非常に問題があるところでございます。しかし、現実問題として、ある年数入居してから、まあ入居してから七、八年から十年前後の段階におきまして、文部省の基準をかなり上回って児童数が増えているというのには事実のようでございますが、財政当局、具体的には大蔵、自治省とこの実情に合ったような形にもっていくように現在折衝しておりますし、ぜひこういうことはなるべく早く実現にもっていくと考えております。

○河田賢治君 前の私の話を裏づける千葉の小、中学校のあれで、文部省の学校適正規模というのが、小学校では面積が七千坪、四十五人の児童で十八クラスということを通正にしているわけですね。千葉市ではこの七千坪を五千坪にしているわけですね。それから四十五名の十八クラスを二十四クラスにしているわけですね。ですから、文部省の言う十八クラスよりもさらに六クラス、三分の一多くしているのです。そういう規模になっては、本来ならば文部省の規模を上回らなければならぬのに、七千坪が五千坪ということになってはいるのです。なるほど人口の移動、年齢や、それから人口の増加、出生率、これらによって多少の差は出てくると思いますが、しかし、そんなことをあまり先の先まで見通せるわけじゃありません。しかし、現実にはこういう問題が起こるのですから、こういう問題を、特に公団なんかがあるところに非常に大きな団地を今後どんどんつくられる、人口九万も入るような団地がつくられるとするなら、そこでは十分なこういう公共施設についてのやはり用地だけは確保する必要があると思うのです。現に、千葉市の課長さんあたりは、この問題でも、何か地方自治体ではできるだけ学校の用地ぐらいただでくれというふうな要求もありますけれども、しかし、この方はこういうことも言っているのです。少々金がかかってもいいと、全額これは払ってもいいと、しかし用地だけはこれは早く確保しておきたい。そうでないと、土地を途中で公団の中にも確保するところがあり、少々のことがあっても、われわれは全額でもいいからそれを買いたい、こういうことをおっしゃっているわけですね。それほど用地を確保することが今日困難になってきておると見ていいわけだと思ふのです。だから、今後住宅公団なんかは、特にこういう公共用地については、住宅を建てるのもこれは使命ではありますけれども、しかし、十分に公共用地というものを確保しなければならぬ。しかし、保育所やあるいはまた幼稚園ですね、これなんかもだんだん義務化になれば、これ

伸びていく。これが住宅街を中心に建てられますと、この町、その周辺における少々の規制をやりましても、なかなか周辺の公共用地あるいは公共施設の投資というのは、その地域の町村あるいは市にとってもたいへんな金になると思うのですね。ですから、こういうところに一定の公有地の拡大に伴う、やはりまあ非常に大規模ならば、

さつきあなたのほうでおっしゃったように、何万平米以上ならば、これはどういうような施設をつくらすということもある程度でできますけれども、それをちょっと下回っているところ、そういうところがまあ多くなるのじゃないかと思うのですよ。そうしますと、もうそこでは学校用地なんかたちまちその周辺に——周辺ではなかなか不便だという場合もあるでしょうし、またいろいろ財政上の事情で土地がすぐに手に入らなかったという

場合もあるわけですね。こういうように公有地というものがあまり市街化だけに区切られますと、いま民間資本が順次調整区域に乗り込んでそこで大きな宅地開発をやり出しているうちに、そこにおける公有地の問題というのは、相当その地域内あるいは地域の周囲に持てるようなやはり規制を何らかの方法でやりませんと、これは公有地拡大と名前はつけましても何か内容のないものになってしまうのじゃないか、そういうふうに考えますが、この点についてはいかがですか。

○政府委員（小林忠雄君） 確かに、御指摘のような現象が市街化調整区域において進行しておるのは事実であろうと思います。そこで、この法律の第二章の先買いが市街化区域に限られているということとの関係でございしますが、これは突き詰めてまいりますと、公有地拡大法のねらいとするところの法律の性格の問題にも関係をいたすかと思えます。で、公有地拡大法の先買い等の制度が広く土地対策一般にまで広がるということでございしますれば、いま法人が盛んに買い占めております地域等に公共が介入をするという必要があるかどうか

と思うわけでございます。しかし、現在のこの法律案におきましては、一応公共施設用地を先行的

に確保するという範囲に限っておりますので、都市計画法のたてまえから申しまして、優先的、計画的に市街化をはかるといふ地域が市街化区域とされております。これに反しまして、市街化調整区域は市街化を抑制すべき地域ということになっております。そこで、たてまえといたしまして、公共施設の計画というものは、市街化区域だけに都市計画をきめる、原則としては、市街化調整区域には大規模な公共施設計画というものを立てないたてまえになっております。これは市街化区域につきましては、市街化を促進するために基盤となる公共施設を先行的に整備するというわけでございます。市街化調整区域におきましては市街化を抑制する、こういう手段からいきまして、公共施設の整備というものを、むしろ意図的に手控えるという政策をとっております。そこで、この公有地拡大法が、都市の基盤となります公共施設の用地を先行的に取得をするという範囲内に限って先買いをいたすことになりましますと、市街化区域の中に限られる、こういうことになるわけでございます。しかし、それでは市街化調整区域が全く市街化が認められないかと申しますと、例外といたしまして二十ヘクタール以上のまとまった開発については、県の開発審査会で認めたものにつきましては、例外許可として開発が認められるわけでございますが、この際は、必要とされるすべての公共施設をすべて開発者の負担において整備をするということが義務づけられておりますので、原則として、その開発によりまして地元の公共団体に多額の公共負担が生じないというたてまえになっております。そういうことから申しまして、市街化調整区域におきまして、かりに例外的に開発許可が行なわれるといたしまして、先行取得までして公共施設用地を取得する実益は、ただいまのところあまりないんじゃないかというように考えております。しかも、首都圏の周辺の各都道府県におきましては、調整区域の開発ということについては非常に現在抑制的な方針をとっておりますので、企業が土地を買ひ占めて

おりまして、これに対して開発許可の要請は非常に強いわけでございますけれども、各県の方針といたしましては、原則としてはあまり認めないということになっております。しかし、住宅需要あるいは土地需要等からいきまして、将来大規模な開発についてかなりの開発を認めるという方向になりますれば、これに伴って最小限度、やはり公共施設というものが何らかの形で市町村の負担になることも考えられます。その段階におきましては、調整区域につきましても先買いをいかにして考えなければならぬんじゃないかと考えております。しかし、ただいまの段階におきましては、財源にも限りがございますので、一応市街化区域に集中的に投資をするというたてまえから、先買いは市街化区域に限ったわけでございます。

○河田賢治君 とにかく、いま大企業、これはいなかのほうにもいま進行しておりますし、特に、この近辺は大企業はほとんど調整区域を買っているわけですね、私、資料を持っていますけれども、だから、公共用地をできるだけそういうところではつくらないのだとおっしゃいますけれども、住宅なんか建ったら、これには引き続いて学校とか、あるいは幼稚園とか保育所とか、あるいはちよっとしたまた健康や何かの問題です、ね、いろいろ公共用地も必要になってくるわけですね、百万、二百万という大きな団地をつくり上げるわけですから、そうすると、やはりこれがよいよつくられるということになれば、地価はまたどんどん周囲も上がりますし、それから乗り出したのでは、公共用地を取得するのは財政的にも確かに困難でしょうけれども、そういう問題が出てくるわけですね。大体こういうところで、そういうものが私的な資本の中で行なわれた場合には、それに応じた行政でなければ、やはり公共取得のことができるような方法を講じませんと、これは調整区域はちやうど外だといって公有地の問題はあまりこころよく見ておったのでは、このような時代に應じていけぬんじゃないかという私は心配をされているわけですね。これからいろいろとこれらが開発さ

れるにつれて、おそらく公共用地は、さらにまた一般の人民の生活水準あるいは文化的な要求といふものが高まれば、それに応じたやはりいろいろな施設が必要になってくるわけですね。そうしますと、緑地をどうつくるとか、あるいはどの方面にどうするといふ計画を地方自治体あたり相当前もってきめておいて、そうしてそういうところの私的な資本は、まず開発はやめさすとかんとかしませんと、これはどうにもならなくなっちゃうんじゃないかと私は思うわけですよ。いま適用区域がこういう市街化区域にだけにとどめられておるといふこと、それから非常に受け身の姿勢の公有地の拡大であるのだから、本来的な、これは建設省で土地の開発についての積極的な基盤整備をほとんど打ち出すとかんとかすれば一定の公有地の確保はできるとも思いますけれども、しかし、これをやらぬ限りは、地方自治体のサイドで開発公社をつくりまして、なかなか有効な働きはしないというふうに私たちは考えております。そこで、いま地価の公示制は、これはだいぶんいまお調べになっておるので、この間四月一日の官報に出ておりまして、あれが完了いたしますのはいいつなです。

○政府委員(小林忠雄君) ただいまの予定では、四十九年の四月一日に市街化区域全域に完了する予定でございます。

○河田賢治君 そうすると、現在この法律がすぐ発布される、直ちにそういう問題が起きてきたというときに、まだ公示の調査などができていないような地域ではどうなりますか、基準にするというの。

○政府委員(小林忠雄君) これは地価公示法におきまして、公共事業用地取得については公示価格を基準にしるという規定がございます。しかし、ただいままでの地価公示の実施では市街化区域の中の七割程度しかおこなってないわけですね。したがって、その残りの部分につきましては、基準にしるというも実際は従わない。したがって、そういう場合には不動産鑑定士等の評価によって

適正な買収をするということになるかと思っております。

○河田賢治君 それでは、次に開発公社の問題に入りますが、開発公社は、市街化区域では公示制によって一定の基準があるわけですが、それ以外のところを買収しようといふのはやはりその辺の時価とどういうことになってしまいませんか、調整区域などで買収する場合。

○政府委員(立田清士君) 土地開発公社が、いわゆる市街化区域以外の調整区域あるいはそれ以外の地域があると思いますが、その場合において、土地を取得いたします際の価格につきましては当然相手方との協議の結果によると思っております。その場合、やはり基準とされる価格というのは時価等を中心にしたものになると思っております。しかし、土地開発公社が公有地としての土地を確保するわけでございますので、やはりその価格につきましては、従来の地方自治体のその周辺におきまして土地の取得の状況、あるいはそういうものも十分に参考にして適切な価格を協議によって求めていく、こういうことにならうかと思っております。

○河田賢治君 一部の、あるところでは、住宅供給公社ですね、あれなんか若干土地の造成をしたり、それから同時に建築もして住宅を供給するという仕事をやっていたわけですね。この開発公社が今度認められるとなると、これはもう全然仕事は分離する予定なんですか。

○政府委員(小林忠雄君) 住宅供給公社は住宅の建設というのが主目的でございますが、これとあわせて、あるいは別個に宅地開発もやはりできるようになっております。現在におきましては、住宅供給公社がかなり土地の造成もしているわけでございますが、今後の問題といたしましては、土地開発公社のありますところにつきまして、直接土地を取得するか、あるいは土地開発公社を通じて取得するかというの運用の問題でございます。法律案の内容といたしまして、この法律案の第二条の第二号におきまして、「地方公共団体等」といふいう定義の中で、「政令で定める法人」とい

う規定がございますが、この「政令で定める法人」の一つとしていたしまして、地方住宅供給公社を指定するつもりでございますので、先買いにつきまして、知事が、これは住宅地の開発あるいは住宅建設に相当だと考えられる場合におきましては、土地開発公社を通じて、直接地方住宅供給公社が先買いの主体になるということをご予定しております。

○河田賢治君 この公社については、先買、買収行為等定款で定める一応の事業計画、こういうものは議会の議を経るわけですが、この事業の内容とか、それから損益計算書、これは議会へ報告することになっていくわけですね。しかし、議会の報告だけでなく承認は必要ないんですか、この辺をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(立田清士君) 土地開発公社の毎年度の事業計画あるいは決算に関する書類等につきましては、この法律が制定された時に既にございまして、政令におきまして、そういう議会に提出する義務を義務づけるように地方自治法の施行令を一部改正する予定にいたしております。その場合におきまして、そのやり方としては、現在の住宅供給公社と同じような仕組みで議会に提出を求める、提出をするということにいたしてあります。ただ、その提出されたものを通過して、いろいろ議会の御審議はあろうかと思ひますけれども、形の上において、その承認というようなかっこうとはならないということにいたしておるわけでございます。

○河田賢治君 住宅公社や開発公社、これは十分法定されていなかったという事情もありますけれども、地方で非常な汚職があったわけですね。住宅公社なんか近年、ここ三、四年の間いろいろ問題があった。とにかく千葉の住宅供給公社なんかは、何ですか、三人が逮捕されて、それで何千万円という金をちよろましかしたとか。あるいは大阪府の住宅供給公社が用地買収で甘い汁を吸い、公社の副参事が去年の十月ですか逮捕されているとか。あるいはまた埼玉県の住宅供給公社も汚職で

甘い汁を吸ったとか。これは私一々言いませんけれども、とにかくこういう事件が東京にも起こっている。それからまた、御承知のとおり、東京都の住宅公社でも汚職がずいぶんあって、いわゆる汚職天国だといわれるほどのことが行なわれておる。あるいは長崎県の開発公社で三億円の使途不明があったとかいうので議会で問題になったり、あるいは大分県でも開発の問題で、木下さんですか、前の知事の奥さんなんかが用地を買収しておったとかという問題があったわけですね。いろいろこういうことを起こしているわけですね。これが公法人となる前にしまして、自治省としてはこういう問題について、なぜこういう公社で汚職が起こるかという点についてどういうふうにお考えになっておるか、これまでどういう指導をなさっておったか、この辺を少し、全般的にでもけっこうですから、一々の事例で私は問いませんけれども、ひとつ御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(立田清士君) ただいま御指摘のとおり、従来の地方公社の中で、運営においていろいろ適正を欠き、あるいは問題のある事例があったことも事実でございます。それで、その点につきましては、従来私法上の法人ではございまして、けれども、いろいろ運営について、極力その適正な運営をはかるような指導は従来もはかってきておったわけでございますが、ただ、ことばがあまり適切でないかもしれませぬけれども、従来の地方公社につきましては、いわゆる一つの私法上の法人になっていく関係もございまして、もちろん設立されても、主たる設立団体になっておられます地方団体におきまして、そういう点についての十分な配慮はなされておったとは思ひますけれども、なお地方団体との関係が明確でないような点がそういう場合に出てきておったわけでございます。そこで、従来もちろん私法のほうでも、いろいろそういう点につきましての一般的な適正な運営についての指導あるいは注意喚起等を行ってきたわけでございますが、必ずしもこれが十分

に行なわれていたかどうかという点については、なお私たちとしても反省をしておるところでございます。そこで、今度の場合は公法人にいたしました結果、そういう意味で地方団体との関係が明確になってくると思ひます。さらに、土地開発公社としては、公有地拡大のための重要な役割をになうわけでありまして、そういう意味で、公社に對しますいわゆる監督等の関係の規定も法律上明らかにしていくことがなされておるわけでございます。

それとともに、先ほどお話がございましたとおり、その公共団体との関係におきまして、たとえば議会の関係におきましては、土地開発公社の設立あるいはその後における定款の変更等も議会の議決事項になりますし、それから先ほど御指摘のございました、いわゆる毎年度の事業を行ないます場合に、当然土地開発公社としては事業計画をつくるわけでございますので、その事業計画を通じての、あるいは一年ごとの決算における決算の状況等、そういうものを通過していろいろ議会の十分な御審議をいただくという問題、それからさらに公社自体がいろいろ資金の借入れをします場合に、多くの場合、地方団体の債務保証ということがあるわけでございまして、そういう法的に公社自身に對しての内容の御審議ということもあるわけでございます。そういうわけで、この法律において公法人にいたします結果、さらに土地開発公社の運営の適正あるいは万全をはかっていくようにしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○河田賢治君 だから、私は単なる報告だけでなく、それが議会によって承認されなければならぬというのを強く主張するんですよ。と申しますのは、何といひましても、こういう公社というものが、現に住宅供給公社は公法人になっているわけですね、前から。それでもなおかつこういう問題が、しかも、わりあい高い地位の者に起こっているわけですね。議会なんかで監視の目が光り、

そこでガラス張りになれるような運営がなされないと、どうしても県の仕事とは別個な一つの自分たちの事業をやっているんだというふうな感じがなければ、その理事長なりあるいはその事業をまかされている人は、何と申しますか、自分が親方で、かつてな仕事ができるんだというふうなそういう考えを持ちやすいわけですね。ましてや、比較的いろいろな官庁なんかについて長い間そういう風がついておりますから、すぐそういうところへ行くと気のゆるみが出てしまうというふうなことですから、どうしてもこれは議会などへ運営の状況がガラス張りにでき、そこで十分事業に対する批判を受ける、そしてその問題についての決定をしてもらう、こういう態度でなくちゃ私にはならぬと思うんですよ。なるほど知事がしっかりしておれば、ある程度目がきく場合もありますけれども、なかなかそう万全な知事さんがどこも一〇〇%いるわけじゃないんで、また汚職というものも、必ずしも全部が全部なくなるとは思ひませんけれども、しかし、最小限こういう公社、しかも一般の住民に對していろいろな公共施設を取得してこれを貸していく、あるいはいくっていく、そういう事業をやっているわけですから、いわば国民の間から指弾されないような仕事をやはりすることはしなくちゃならぬと思うんですよ。そういうことが欠けておって、こういう開発公社なんか特に土建業者やいろいろな請負業者、こういう業者との接触が強まるでしょう。そうすると、そういうところのいろいろな汚職のあれができるわけですから、できるだけ議会がこれに對して関与していく、こういう方式を承認という字句を入れてそういう運用をすべきだというふうに私たちは考えます。その点は、また政令や省令などで相当この辺は考慮していただく必要があると思ひます。

それから、これは事務的な問題になると思ひますが、開発公社、ここでは余剰金は全部これを積み立てておくということになっていきますね、金が残った場合、ところが、鳥取市の開発公社です

ね、金が余った、ところが毎年市に対して一定の金を寄付しているんですね。四十六年ですとか三千万円、四十五年もそれぐらい寄付しているんですね。しかも、住民の間から、工場用地のほうほうんと安く売っている、そして住民に対しては高う売っている、それで利益が出ている。そして、そのうちから市のほうへ公社は寄付をしているわけですね。また、自治体のほうも、今度はこれぐらい要るだろうからよこせというふうなことで金を取り上げている、こういうことが報告されているわけですね。今度のこのあれでいきますと、経費の中へ入れるのかどうかこれはわかりませんけれども、損益計算書の中へそういうものを入れないとしたら、当然これはこの法案でいきますと積み立ててあれするということになるわけではないんですか。どうなりますか、この辺は。

○政府委員(立田清士君) いま御指摘の点はこの法律案の十八条の關係になるかと思ひます。十八条におきましては、土地開発公社自体の財務についての規定を置いておるわけでございますが、この財務の規定は、いわゆる公法人としての公社としての一つのやり方の方式を規定いたしておるわけでございます。そこで、この法律案の四項におきまして、そこにごさいますと、「毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、」もろもろ前年度からの赤字等がございますれば欠損を埋めまして、そうして、なおそれ以外の残余がございすれば準備金として公社自体でそれを積み立てていく、こういうような方式を想定されておるわけでございます。したがって、この公社自体の財務につきましては、そういう意味で、一般的に十八条の七項にもございしますと、「六項までに規定する以外については、」主務省令で定める、」こうなっております。その主務省令におきまして、公社自体の財務の適正化をはかるようなひとつの省令の定め方を、多少技術的な問題になりませんが、していきたい、そういうふうに考えております。

○河田賢治君 もう一ついまの問題、鳥取開発公

昭和四十七年六月十七日印刷

社ではこういうことをやっておる。ことしの、四十七年の公社の事業計画で十九億円にのぼる事業計画の中に、市が新調した小中学校の机やいすの購入費三千二百万円が組まれておる、この中に、市が公社への債務負担行為で五年払いにすることから行政責任を公社にすりかえておるといふ批判が出ているわけですね。ですから、開発公社というのはいろいろなことをやっておる。単なる開発だけではない、学校のつまり設備費ですね、いすや机とかこういうものまでも予算の中に入れてそうしてそれを納めておる、こういう債務負担行為の中にこれを加えていく。これでは地方自治体自身が責任を持ってやらなければならないことを公社のほうに何でもまかしていく、こういうことになっているわけですね。こういう運用が、やはり現在の公社の中にいろいろの問題が私はあると思う。だから、現実には開発公社などいま八百余ありますけれども、自治省はいま力を入れてこの現実を調べてみる必要がある。新しい出発なんですから、こういうくされ縁を早くなくしてしまつて適當な措置をしてそうして発足しませんと、こういうことが習慣づけられると地方自治の財政や地方自治自体が私は危険なものになると思うんです。この点について、ひとつこの問題に関する大臣の御所信を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡海元三郎君) いま地方財政運営につきまして、現在の運営が、公社の運営におきましては私法人である關係上御指摘のようなルーズな面があるという御指摘でございますが、そういうような点は厳に戒めなければならぬと思つております。今回の自然発生的に生まれました私法上の公社を公法上の公社とする理由も一つはそこにあるのでございします。で、切にかえにあたりましては、十分そういう点調査いたしまして、今後そのような安易な何といひますか地方財政運営が行なわれないように厳に指導してまいりたい。切にかえにあたりましては、そういう実情につきましても十分調査をして善処させていきたい、かように考えております。

昭和四十七年六月十九日発行

○委員長(玉置猛夫君) 両案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。
これにて散会いたします。
午後零時四十分散会

五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月一日)
一、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局